

木原 稔 内閣官房長官殿

「名護市辺野古沖転覆事故に関する提言」

令和8年4月17日



代表 吉村洋文
共同代表 藤田文武



令和 8 年 4 月 17 日

名護市辺野古沖転覆事故に関する提言

日本維新の会

代表 吉村洋文

共同代表 藤田文武

去る令和 8 年 3 月 16 日、沖縄県名護市辺野古沖にて、研修旅行中の私立同志社国際高校の生徒が乗るボート 2 隻が相次いで転覆し、死者 2 名、多数のけが人を出す大惨事となった。亡くなった方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族に衷心よりお悔やみ申し上げる。

絶対に安全であるべき学校教育の場で痛ましい事故が起きたことについて、二度と繰り返してはならないとの思いから、政府に下記のとおり、要望する。

記

1. 徹底した原因究明と再発防止について（国土交通省、海上保安庁、文部科学省）

- 一、現在行われている海上保安庁の捜査及び文部科学省の調査が迅速かつ適切に行われ、速やかに原因究明が図られること。
- 二、他人を乗せて海上を移動させる行為については、名目のいかんを問わず、海上運送法等の適用関係を明確化すること。小型船舶の登録制度、安全基準、乗組員資格、運航管理及び救命設備の実態を総点検し、安全確保に向けた制度の検証及び運用の厳格化を図ること。
- 三、防衛省の告示に基づく臨時制限区域への進入の有無及びその取り締まりや罰則適用の運用について検証するとともに、違法又は不適切な行為の防止に向けた措置を徹底すること。
- 四、校外活動の計画策定過程での下見等の事前準備や安全確認・リスク検証の適否、現場における教員の引率及び監督体制並びに安全判断及び危険行為の制止体制の妥当性等について、所轄庁である京都府と連携しつつ十分な検証を行い、これを踏まえて「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」に必要な見直しを行うこと。

五、臨時制限区域への進入等法令違反の疑いのある危険な行為が校外活動に含まれることはあってはならない。教育基本法第6条に規定される「公の性質を有する」学校として、尚一層の順法精神を持って校外活動の立案を行うべく指導を徹底すること。

2. 安全確保の徹底について（文部科学省、国土交通省、こども家庭庁）

- 一、校外活動の趣旨や目的、ねらい等を含め、その内容について、安全上配慮が必要な点については特に詳細に亘って、事前に生徒やその保護者への説明を行い、透明性の確保を図ること。
- 二、修学旅行等における外部事業者の利用に当たり、学校及び旅行業者に対し、法令適合性（登録の有無等）及び安全管理体制の事前確認を徹底し、その責任の所在を明確化すること。
- 三、今回の事案は、ライフジャケットを着用していたにも関わらず発生した痛ましい事故であることを踏まえ、ライフジャケット着用のみで安全を過信せず、海上安全について必要かつ適切な事前指導を行うこと。
- 四、万一の事故に備え、全ての校外活動が災害共済給付制度等の保険適用となるべく、加入を促進すること。
- 五、学校の設置者や私立学校の所轄庁である都道府県知事においては、学校における修学旅行等の安全確保が図られるよう、学校に対して必要な指導・助言を行うこと。

3. 適切な教育活動について（文部科学省）

- 一、今回の校外活動が、教育基本法第14条第2項に定める「政治的活動」として、政治的意義を持ち、その効果が特定の政治的主張に対する賛同と受け取られかねないことを憂慮する声があることも踏まえ、適正な教育活動であったか否かについて客観的な事実に基づき必要な確認を行うこと。
- 二、全国の学校における校外活動を含めた学校教育の中で、同法第14条第2項で禁止される「政治的活動」が行われることのないよう、指導等を行い、周知・徹底を図ること。

以上